

## 52.20

## 平成10年改正（平成11年1月1日施行）前意匠法適用の意匠登録出願又は類似意匠の意匠登録出願に基づいて提出された出願変更届の取扱い（意）

標記出願変更届については次のように取り扱う。

1. 独立意匠と類似意匠相互間の出願の変更（平成10年改正前意12条）の場合に「出願変更届」による方式を認める。
2. 「出願変更届」による方式を認める時期は、
  - （1）審査手続の段階においては、登録査定又は拒絶査定の起案（審査終了）前に限る。
  - （2）審判手続の段階においては、審理終結前に限る。
3. 「出願変更届」には「願書」を添付すること。
4. 上記2.（1）、（2）の時期を経過して提出された「出願変更届」については、提出者に対し「特例手続としては認められないため新出願として取り扱う。」旨を通知し、添付の「願書」を新たな変更出願として処理する。
5. 「意匠に係る物品」、「代理人」、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」に変更があるとき、添付図面に変更があるとき、若しくは代理権に変更があるときは出願変更届と同時に手続補正書、代理人変更届（代理権変更届）を提出させることとする。

（改訂平成23・11）